

委員会と部会の役割分担について

■大阪府地方独立行政法人評価委員会条例(抜粋)■

第六条 評価委員会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

- 一 公立大学法人大阪府立大学に関する事項 大学部会
- 二 地方独立行政法人大阪府立病院機構に関する事項 病院部会

2~4 略

5 前三項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、評価委員会が定める。

6 前条の規定にかかわらず、評価委員会は、その定めるところにより、第一項各号に定める部会の決議をもって評価委員会の決議とすることができる。

■ 委員会運営の実態、部会の委員構成等を踏まえ、次の事項を除き、部会へ議決権限を委譲

□ 委譲の方法:「議事規程」を改正 ⇒「運営規程」へ名称変更、部会の議決事項の追加

案

● 次の事項を除き、部会へ議決権限を委譲 ●

- ① 法人の設立にかかる事項
- ② 中期目標・中期計画にかかる事項
- ③ 評価の決定や改善勧告等にかかる事項
- ④ 評価委員会の組織運営にかかる事項
- ⑤ 議会の議決等にかかる事項

区分	業務の項目	部会への委任事項
①各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価 (法28・30条)	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価 ・評価結果の法人及び知事に対する通知 ・評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 ・評価結果の通知・勧告の公表 	
②知事による事前意見聴取に対する意見の提示	・業務方法書に対して知事が認可する際の意見 (法22条3項)	
	・知事による中期目標の作成・変更の際の意見 (法25条3項)	
	・中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見 (法26条3項)	
	・中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見 (法31条2項)	
	・知事による財務諸表の承認の際の意見 (法34条3項)	○
	・中期計画で定める剰余金の用途に剰余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見 (法40条5項)	○
	・一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって知事が承認する際の意見 (法40条5項)	○
	・限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が認可する際の意見 (法41条4項)	○
・短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見 (法41条4項)	○	
・重要な財産を処分するに当たって知事が認可する際の意見 (法44条2項)	○	
③意見の申し出	・役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出 (法49条2項、56条1項)	○
④委員会の組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の互選 ・議事規程の制定・改正 など 	